

国際的調和化の限界に関する一考察：中国会計制度について

董，曉梅

<https://doi.org/10.15017/3000184>

出版情報：経済論究. 100, pp.181-190, 1998-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



国際的調和化の限界に関する一考察

—— 中国会計制度について ——

董 曉 梅

- I はじめに
- II 土地に関する会計処理の問題
- III 会社法との整合性の問題
- IV 終わりに

I はじめに

最近、国際資本市場における会計情報のディスクロージャーに対する強い要望を背景に、会計制度の国際的調和化の推進が世界的な潮流となっている。しかし、問題が山積みである。そのような状況で中国は、近年、計画経済から社会主義市場経済へ移行しつつあり、会計制度も大きく変貌するとともに大別して4つの問題に直面している。

- (1) 証券市場のディスクロージャーの要望に応えられるような会計制度を早期に制定する問題。
- (2) 経済成長に必要な資金を国際資本市場で調達するための会計制度の国際化問題。
- (3) 市場指向の会計制度の中に、中国の市場経済の現状、諸制度および法律体系と整合性を持つには、どのような制度が参考になるか、という問題。
- (4) 指令経済指向的な会計制度と市場経済指向的な会計制度とを如何に統合するかという問題。

今後、中国がこれらの問題を如何に解決していくかは、中国の経済発展にとって大変重要なことであり、会計制度の国際的調和化の一環をなしている。

その為、中国会計制度の特質を明らかにし、またその原因を解明することが、中国会計制度の国際的調和化の道を探るには、有益であると思われる。特に、中国会計制度の国際化を阻止する要因を分析し、その変化可能性について検討することが必要である。

本稿は、上述の考えに基づき、中国会計制度における国際化の限界について論じてみた。

II 土地に関する会計処理の問題

中国では、社会制度上、土地は国家に帰属する。かつて企業もほとんど国有企業であった。それ故、国有企業の企業制度を株式会社制度に転換し、企業の所有権と経営権を分離させるに際して、企業はその用地に対して使用権しか有していないと考えられ、その使用権を金額で評価し、国家がその権利を現物出資したと擬制された。従って、土地使用権が資本金の一部である国家資本に組み入れられると同時に、企業の貸借対照表における「無形固定資産」の一項目として表示され、その有効期限内に

均等償却される。即ち、貸借対照表上の「有形固定資産」項目には土地が含まれていない。

例（『北京旅行車株式会社¹⁾95年度年次報告書』による）：

表 1：

無形固定資産： 17,110,188.00元

単位： 元

適 要	期首残高	償却累計額	期末残高	残存年数
土地使用権	5,139,800.00	188,600.00	4,951,200.00	26.0
技術所有権	5,000,000.00	1,520,012.00	3,479,988.00	6.9
土地補償費	8,640,000.00	518,400.00	8,121,600.00	47.0
技術特許権	590,000.00	32,600.00	557,400.00	4.8
合 計	19,369,800.00	2,259,612.00	17,110,188.00	—

この会計処理方法は世界の中でも極めてユニークであり、中国の社会制度に起因しているため、それについての更なる国際的調和化が現時点では不可能と言えるであろう。

III 会社法との整合性の問題

中国の貸借対照表と損益計算書は、日本、アメリカ及び国際会計基準と比較すれば、幾つかなの特質があるとは言え、全体的には極めて類似していると言える。特に、損益計算と利益処分の大体の流れはむしろ一致していると言える程である。

しかし、日本では当期純利益から前期繰越利益金、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金積立額などを加減して、株主総会において処分の対象となる未処分利益を算定すると同時に、この当期末処分利益を貸借対照表の資本の部に計上する。また、当期末処分利益に基づいて利益処分を行い、その残りを次期繰越利益金として、次期の未処分損益計算に際し、次期の損益計算書の「前期繰越利益金」項目に計上する。つまり、日本の場合、利益処分は次期の財務諸表に織り込まれるのである。その過程について、次ページの図1を参照してほしい。

これに対し、中国のほうでは当期純利益から前期繰越利益金等を加減して、会社当期の処分可能利益金を算定し、利益準備金などの積立及び配当を行い、当期末処分利益金を算出する。それとともに、この当期末処分利益金は貸借対照表の資本の部に計上され、次期の損益計算書の「前期繰越利益金」にあたる。つまり、当期の利益処分後の未処分利益が貸借対照表上の「未処分利益」と一致するのである。

この過程を図で説明すれば、次ページの図2のようになる。

1) M.ベンツと合弁企業を作り（シンガポール資本も参加）、ベンツワゴンを生産している。

図 1：日 本

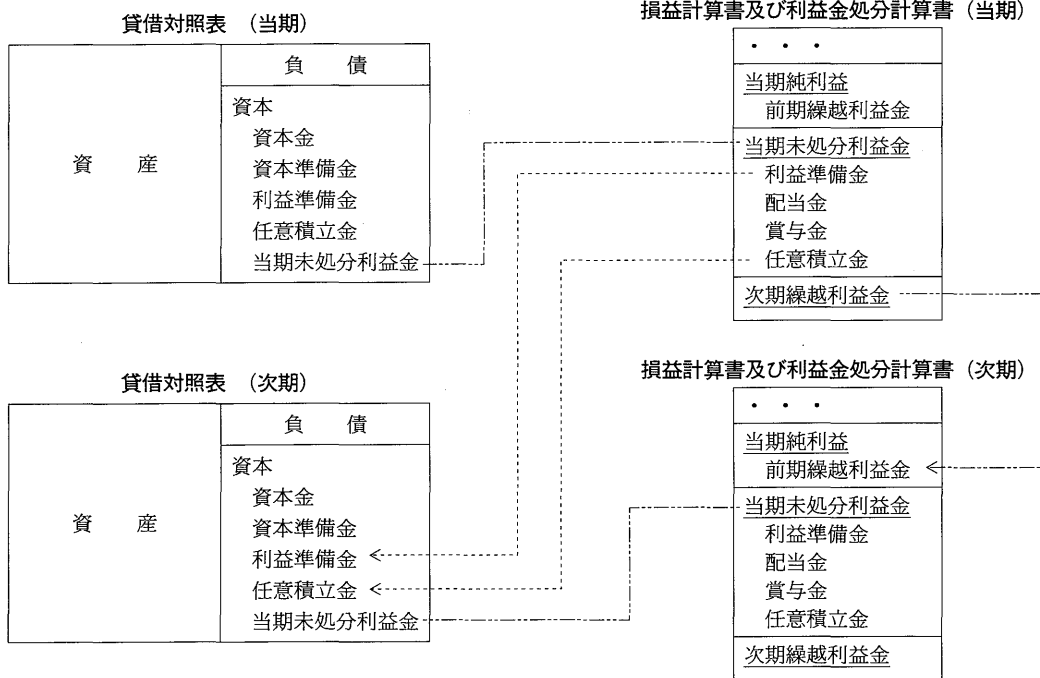
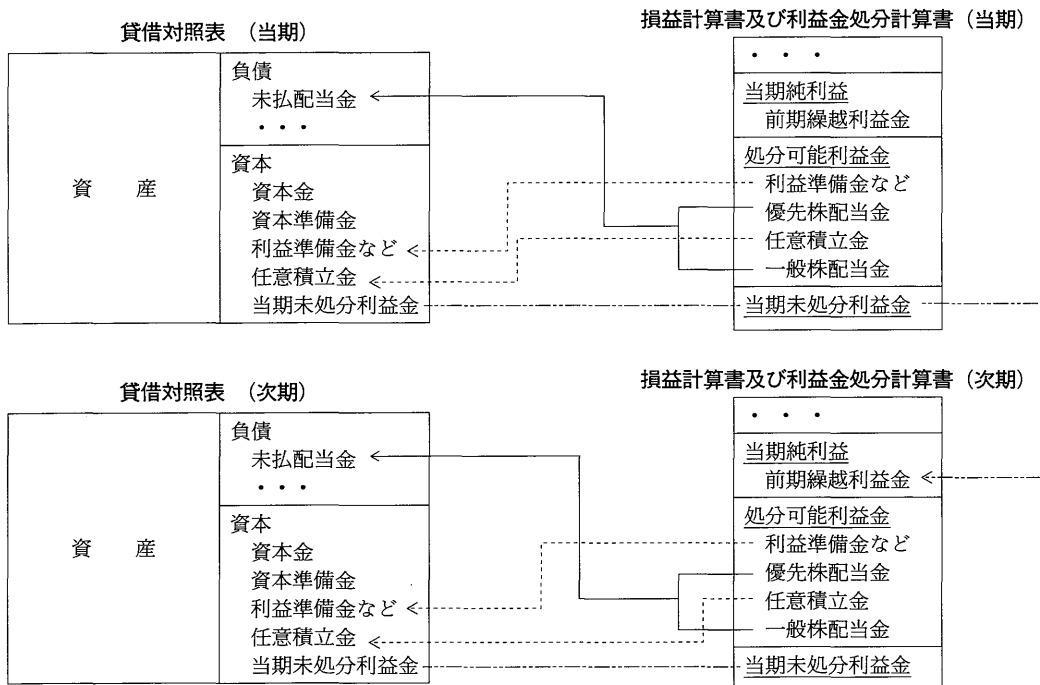


図 2：中 国



また、アメリカも中国と同じような会計処理を行なっている。

以上に挙げた二種の会計処理における相違は、利益処分の権限が取締役会と株主総会のどちらにあるのかに原因がある。

(1) アメリカ

アメリカの株式会社において、基本定款の変更、営業の全部又は実質的な全部の譲渡、合併及び解散等、会社の組織又は運営の根本的変更に関する事項及び通常でない特別な取引について、取締役会は、株主総会の承認を受けなければならない。つまり、これらの事項に関して、株主は株主総会において、議決権を行使するのである²⁾。代わりに、これら以外の日常における通常の経営についての権限は、すべて取締役会に与えられている。利益配当の決定も取締役会の権限の一つである。アメリカにおける定時株主総会の目的は、取締役の選任である³⁾。株主が財務諸表について有する権限は閲覧権だけである⁴⁾。

即ち、取締役会は利益配当を決議し、利益金処分計算書を作成し、また利益処分による利益準備金、任意積立金の増加分を直ちに当期の貸借対照表の資本の部に計上し、配当金を「未払配当金」項目に流動負債として計上するのである。

(2) 日本

日本では、株主総会は、会社の最高意思決定機関である。計算書類等は取締役会により承認された後、監査役・会計監査人に提出され、監査を経て、株主総会の2週間前に招集通知に添付され、株主に送付され、また、各主要支店及び営業所に備置される。総会に出席しない株主は、各議案について賛成、反対等を議決権行使書に記載し、総会の前日までに会社に提出して議決権を行使することができる。代理人に委任して議決権を行使することもできる。そして、株主総会において審議される事項は報告事項と決議事項がある。貸借対照表、損益計算書等の計算書類の承認、利益処分が普通決議によって決定されるのである。

このため、商法により、決算期後三ヶ月以内に招集された定時総会で、すでに株主に提出された貸借対照表・損益計算書が確定され、利益処分案が承認される。その要旨は定時総会終了後代表取締役が延滞なく新聞また官報に公告する。また、証券取引法により、証券取引所に上場されている有価証券の発行会社は、定期開示として、毎事業年度経過後三ヶ月以内に有価証券報告書の一部分として、大蔵大臣に提出されなければならない。これらの規定により、当該事業年度の利益処分及び利益配当は次期の利益金処分計算書と貸借対照表に計上される⁵⁾。

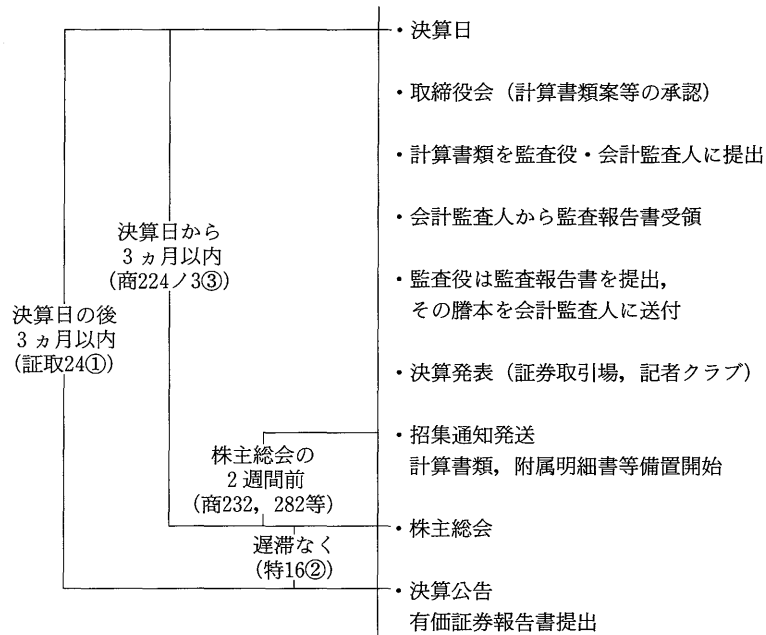
日本の決算過程を図で要約して示せば、次のようになる。

2) 並木俊守、並木和夫『現代アメリカ会社法』（改訂版）中央経済社・1988年・108頁。

3) （同上書）116頁。

4) （同上書）117頁。

5) 岸田雅雄『ゼミナール 会社法入門』日本経済新聞社・1994年・121～139頁。

図 3：日 本⁶⁾

(注) 商：商法，特：商法特例法，証取：証券取引法

(3) 中国⁷⁾

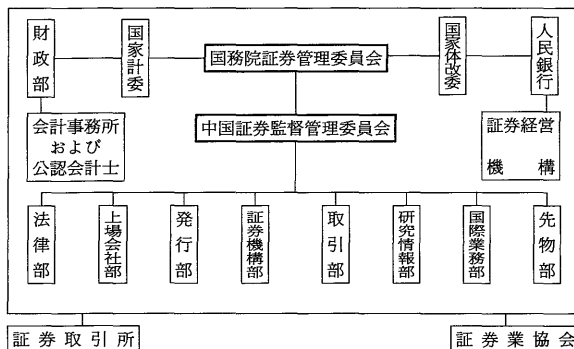
・『会社法』の規定

中国においては、株主総会及び取締役会の権限について、『会社法』（中国全国人民代表大会常務委員会1993年12月29日）で規定してある。中国『会社法』第102条では、「株式会社は株主により株主総会を結成する。株主総会は会社の権力機関であり、本法に基づき権限を行使する。」また、第103条で

6) 『ゼミナール 会社法入門』126頁の図を参照して作成した。

7) 中国の証券管理体制。

中国証券管理体制の概観



(注) 財 政 部：日本の大蔵省に相当する。

国 家 計 委：中国国家計画委員会の略称である。

国家体改委：中国国家経済体制改革委員会の略称である。

人 民 銀 行：中国の中央銀行である。

〔出所〕『図説 中国・香港の証券市場』（財団法人）日本証券経済研究所・1996年・93頁。

は、株主総会の権限について定めている。「株主総会は下記の権限を行使する。(一) 会社の経営方針と投資計画を決定する。(二) 取締役を選任、改選し、取締役の報酬事項に関して決定する。(三) 株主の代表として就任する監査役を選任、改選し、監査役の報酬事項について決定する。(四) 取締役会の報告を決議する。(五) 監査役会の報告を決議する。(六) 会社の年度財政予算案、決算案を決議する。(七) 会社の利益処分案及び損失処理案を決議する。(八) 会社の増資案または減資案を決議する。(九) 社債発行について決議する。(十) 会社合併、分割、解散、清算などの事項について決議する。(十一) 定款を改定する。」

これに対して、取締役会については、「取締役会は株主総会に対し責任を持ち、下記の権限を行使する。(一) 株主総会を招集し、経営報告を行う。(二) 株主総会の決議を実行する。(三) 会社の経営計画及び投資方案を決定する。(四) 会社の年度財務予算案、決算案を作成する。(五) 会社の利益処分案、損失処理案を作成する。(六) 増資案、または減資案及び社債発行案を作成する。(七) 会社の合併、分立、解散案を作成する。(八) 会社内部管理部門の設置を決定する。(九) 会社社長を選任または解任し、社長の提案により、副社長、経理責任者を選任または解任し、彼らの報酬事項を決定する。(十) 会社の管理制度の基本を制定する。」(中国『会社法』第112条)

したがって、株主総会及び取締役会の計算書類および利益処分に関する権限について、中国『会社法』の規定は日本のそれと類似性を持つと言える。

また、中国『会社法』第105条では、「…株主総会を招集する際、総会日の30日前までに総会の決議事項を各株主に通知しなければならない。…」と定めている。

第108条では、「株主は、代理人に委任して株主総会に出席してもらうことができる。代理人は会社に委任状を提出しなければならない。また、委任された範囲内に議決権を行使する。」

第176条では、「株式会社の会計報告書は定時株主総会の20日前から会社に備置し、株主の閲覧に供する。」

・証券監督管理委員会の規定

中国証券監督管理委員会が制定した『株式公開会社情報開示の内容及び様式に関する準則 第2号』(1997年12月17日)により、年次報告書の内容及び様式が定められている：会社は会計年度終了後120日(連続する4ヶ月間に相当)以内に年次報告書を作成すべく。また、報告書を完成して直ちに年次報告書要旨を少なくとも一種の証券監督管理委員会が指定した全国的な新聞・雑誌に公告すべく。会社は、年次報告書を6月30日以前に中国証券監督管理委員会、証券取引所及び各地方の証券監督管理部門に各10部提出すべく。さらに会社は年次報告書を会社の所在地、証券取引所、証券取引関係機関の各営業所に備置し、株主及び投資家の閲覧に供する。会社の定時総会の開催と年次報告書要旨の掲載との間には、30日間より少なくならず。

また、『証監会⁸⁾上場企業株式配当及び株主割当増資に関する暫定規定』(1993年12月17日)によれば、取締役会は株式配当及び株主割当増資案を制定した際、決議後の2営業日以内に上場している証券取

8) 中国証券監督管理委員会のこと。

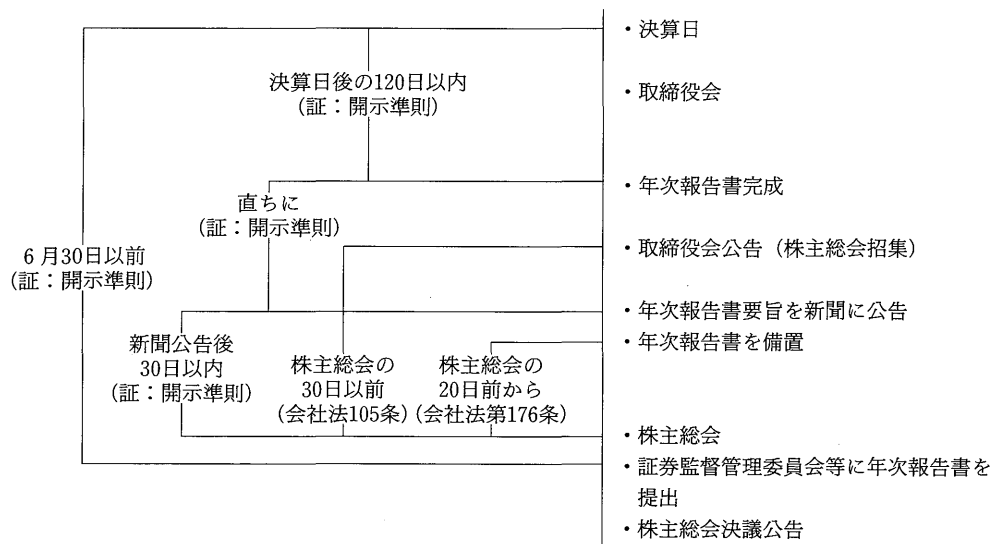
引場に通知しなければならない；7営業日以内に中国証券監督管理委員会また証券取引場が指定した新聞・雑誌に当取締役会決議を公布し、「本決定はまだ株主総会の議決を要する」と記さなければならない；株主に送付した株主総会招集通知の公告日が総会日との間隔は、最低30日間、最高60日間でなければならない；株主総会を招集し、提案について決議しなければならない。特に、株式配当及び株主割増資案について、各省、自治区、直轄市または計画単列市の政府による審査意見が必要と定めている。

・『株式制実験企業会計規則』⁹⁾

『株式制実験企業会計規則』（財政部・国家経済体制改革委員会1992年5月23日）第72条では、会計報告については、次のように定めている。「株式会社の財務諸表は、定時株主総会の20日前に会社に備置され、株主の閲覧に供さなければならない。株式公開企業は、財政部の関連規定に従い、関係する財務諸表等を公告しなければならない。」「月報は毎月終了後六日間以内に提出のこと。年次財務諸表は会計年度終了後四ヶ月以内に提出のこと。」

中国の決算過程を図で要約して示せば、次のようになる。

図4：中国



(注) 証：中国証券監督管理委員会

開示準則：『株式公開会社情報開示の内容と様式に関する準則 第2号 年次報告書』
(1997年12月17日公表)

9) 中国語の「会計制度」という言葉は、一つの意味では、英語のaccounting systemに相当するものである。他の意味は、特定の業種・企業形態等に適用され、会計処理及び報告の方法を具体的かつ詳細に規定したものであって、財政部その他の主管部門が制定する法令のことである。つまり、日本語の省令・通達に係る会計規則・取扱要領に該当するものである。本稿では、後者の「会計制度」を「会計規則」と訳している。

以上に述べた『会社法』、『株式制実験企業会計規則』及び証券監督管理委員会の規定などにより、実務上、各会社は財務諸表を含む年次報告書を公表してから定時総会を開催するようになっている。その結果、各会社の財務諸表が株主総会の承認を経ずに新聞に掲載されるようになる。しかも利益処分案が確定されていないにもかかわらず、積み立てる予定の利益準備金、公益金、任意積立金と予定されている配当を当期の貸借対照表に計上し、形としてはアメリカ式に似ているようになっているのである。

その具体的な会計処理は、財政部が公布した『上場会社利益処分の会計処理規定に関する通知』（1996年2月15日 财会字〔1996〕7号）及び『上場会社会計処理の補足規定に関する通知』（1996年4月25日 财会字〔1996〕11号）に定められている。まとめて言えば、現金配当の場合、年次総会開催の前に財務諸表を開示するに際して、会社は取締役会により議決された年度利益処分案に基づき会計処理を行い、また、それを利益処分計算書に計上しなければならない。定時総会により承認した利益処分案が取締役会の提出した利益処分案と一致しない場合¹⁰⁾、その差額を次期の各利益処分項目の期初数に

10) 実際には、定時総会の議決の際、反対票が出ることがある。次に上海飛樂株式会社第五次株主総会（定時総会）の議決公告を例にして見てみる（『上海証券報』1996年6月13日、第7版）。

上海飛樂株式会社第五次株主総会議決公告

上海飛樂株式会社第五次株主総会（1995年定時総会）は1996年5月28日に上海シニマー・シティーで開催された。出席した株主は173人であり、4800.61万株を代表し、会社総資本13939.464万株の34.44%を占めていた。このことは、『会社法』及び当社定款の規定を満たしていた。総会での議決により下記の事項を決定した。

一 1995年度会社経営報告及び1996年度発展計画案について

当議題について賛成4760.93万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対0株、棄権39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）。

二 1995年度取締役会年度報告について

当議題について賛成4760.93万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対0株、棄権39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）。

三 監査役会1995年年度報告について

当議題について賛成4760.93万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対0株、棄権39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）。

四 1995年度財務決算及び1996年度財務予算報告について

当議題について賛成4760.93万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対0株、棄権39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）。

五 1995年利益処分案について

1995年度の純利益（税引後）3926.83万元のうち10%（392.69万元）を利益準備金として、5.09%（200万元）を公益金として、50万元を任意積立金として控除する。したがって、配当可能利益額は3284.19万元となる。ここから、10株につき1株を株式配当する。株式配当の総額は1393.95万元である。残りの未処分利益1890.24万元は次期に繰り越す。株式配当の具体的な配当方法及び日程については改めて公告する。

当議題についての賛成は4760.53万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対は2000株（出席株主の議決権の0.004%）、棄権は39.87万株（出席株主の議決権の0.83%）であった。

六 1996年株主割当増資案について

1996年度の株主割当増資は、すべての株主に対し株主割当増資を行う予定である。配当比率は10:3、つまり、10株ごとに3株を割当てる、割当総額は4181.84万株で、割当価格は1株3.00元とする。

当議題について、賛成は4759.92万株（出席株主の議決権の99.15%）、反対は10140株（出席株主の議決権の0.02%）、棄権は39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）であった。

七 会社定款修正案について

当議題について賛成は4760.93万株（出席株主の議決権の99.17%）、反対は0株、棄権は39.67万株（出席株主の議決権の0.83%）であった。

以上をここに公告する。

上海飛樂株式会社
1996年5月30日

て調整するのである。株式配当の場合は、それを財務諸表に開示するが、定時総会によって議決されるまで、会計処理を行わない¹¹⁾。

以上の記述からも明らかのように、中国では『会社法』上利益処分の権限を株主総会に与えながら、会計規則上利益処分の会計処理について、アメリカ式の繰り上げ計上方式を採用している。繰り上げ計上方式を採る理由として、前掲参考教材は「年次財務諸表が当期の利益処分の状況を反映させるため」と説明しているが、未確定のものを公表財務諸表に組み入れることは、確実でない情報を株主に提供してしまうことになる。即ち、本当に不確実の利益処分を当期の財務諸表に反映する必要があるのであろうかという疑問がある。上述の理由と違って、財政部の前掲規定（财会字[1996]7号）には、「国内上場会社と海外で上場する会社の利益処分に関する会計処理を統一するため」と挙げている。これは、中国会計制度及び会計情報の開示について、財政部が国際化を求めていることを伺えるであろう。

従って、中国会社法における株主総会の権限に関する規定と会計規則上のアメリカ式会計処理法との間に不整合性があるにもかかわらず、中国財政部が上述の二つの通知を通して、それを調整しようとしている。しかし、中国の事情をよく知らない海外投資家は、財務諸表に組み込まれている利益処分が確定したものであると誤解する可能性がないとは言えないであろう。ディスクロージャーを目的とする会計がかえって投資家に誤った情報を提供してしまう恐れがある。さらに、取締役会の提示した利益処分案は承認されなかったら、次期の財務諸表が公表されるまで、承認された利益処分案を組み込んだ財務諸表は開示されないという問題が浮び上がる。つまり、アメリカ式の会計を採ることによって、中国の会計制度と中国従来の会社法制度との調整には、限界があると考えられる。また、財務諸表および利益処分に關して、日本の会社法が、アメリカの会社法より株主に与えている権限のほうは大きいようで、一見株主重視であるが、現実には、日本の株主総会は形式的なものにすぎず、株主には何んらの権限もない。かえって、株主総会は総会屋に悪用されているというような問題が起きている。従って、中国の会社法も、日本の会社法と同じように、株主に利益処分権など実質的に機能できない可能性がある権限を与える必要があるかどうか、あるなら、いかに機能させるべきか、会計制度といかに調整すればよいのかなどについて、さらに検討する必要がある。

IV 終わりに

以上、中国会計制度の国際的調和化を阻止する要因について、検討してみた。

そして、現在の中国の社会制度に起因している土地の会計処理問題、および会社法上日本に近い制度を取り入れながら、会計規則上アメリカのそれに類似しているものを導入したことにより生じた制度間の整合性の問題を指摘した。これらの問題は、中国会計制度における国際的調和化の限界を感じさせられた。また、中国企業が海外の証券市場に上場する時に、財務諸表を証券市場所在国の制度に

11) 挙げられている財政部の二つの通知以外、『97年度公認会計士全国統一試験指定参考教材（会計）』中国財政経済出版社・1997年・306～313頁をも参照した。

合わせて作り直すために多額のコストの増加を意味するだけではなく、海外市場に上場している中国企業と国内に上場している企業の間には、ダブルスタンダードの問題が生じてくる¹²⁾。さらに、中国の社会環境に起因して作り直せない部分が、投資家の中国に関する知識の多寡にゆだね、結局積極的な投資に対する誘致の障害となる。目下、このような問題の改善が非常に難しく、中国会計制度の更なる国際化を妨げる要因となっているのである。

従って、これらの問題を如何に解決できるかについての研究は有益であると思われる。特に、諸制度間の整合性の問題だけではなく、諸制度とその環境の間には、整合性が欠けていないか、即ち、制度が現実に適応しているかに関する研究も重要だと考えられる。今後、これらの問題についてさらに研究を進めていきたい。その上、諸制度と文化との関係の解明は、調和化の糸口を探る時の一つの鍵となっているため、それも今度の課題としたい。

その他の参考文献

- ① 斎藤静樹『企業会計 利益の測定と開示』東京大学出版社・1988年
- ② 『株主総会ハンドブック』（新訂第二版）商事法務研究会・1995年
- ③ 中村一彦『現代会社法概論』（第4版）同文館・1996年
- ④ 前田重行『株主総会制度の研究』有斐閣・1997年
- ⑤ 東洋信託銀行証券代行部編『株式・株券の法律実務』中央経済社・1984年
- ⑥ 飯野利夫『財務会計論』（改訂版）同文館・1985年
- ⑦ 野村健太郎，平松一夫監訳『国際会計入門』中央経済社・1995年

12) 「開示準則」の総則（三）は、「中国国内と海外の証券市場に同時上場している会社について、年次報告書の内容に関して、海外の証券監督管理部門の要求は本準則と一致しないならば、報告内容の少ないほうより多いほうに、報告の作成期間の短いほうより長いほうに、また、報告に関する要求の易しいほうより厳しいほうに従うべきである。」と定めている。これにより、国内と海外市場において、同一企業に関して、異なった情報が公開されるようなダブルスタンダードの問題は回避されたが、これは、中国国内の投資家が各国の会計制度を十分に理解していることを前提条件としている。中国国内市場においては、海外にも上場している企業と中国国内のみに上場している企業の間には、開示される情報が異なるという問題は依然解決されない。